

標 題：
パナマ籍船への GMDSS 設備要件
適用上の総トン数について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 358

Date : 平成12年4月28日

関係船主・造船所各位

パナマ籍船への SOLAS 条約適用上、US トン数、又はパナマへの船籍変更時にそのまま引き継がれた総トン数が認められていることは、ご承知の通りです。

今般、パナマ政府から、Merchant Marine Circular No. 109/1999 により、2002年2月1日以降、パナマ籍船に搭載する GMDSS 設備に適用される総トン数は、1996年トン数条約による総トン数に統一する旨の通知がありましたのでお知らせします。

これにより、同日以降、1996年トン数条約による総トン数が300トンを超える貨物船にあっては、SOLAS 条約で要求される GMDSS 設備を装備し、安全無線検査を受検する必要があります。

以上

お問い合わせ : 材料機装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

ClassNK

財団法人日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思っ情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。